

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北海道旅客鉄道会社線内の座席指定料金改定に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</p> <p>イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1号に定める額</u>とする。</p> <p>ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</p> <p style="padding-left: 2em;">1,680円とする。</p> <p>ハ <u>エアポート号及び「ノロッコ」車両で運転する列車</u>に対して発売する大人座席指定料金</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>840円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</p> <p>イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>840円</u>とする。</p> <p>ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</p> <p style="padding-left: 2em;">1,680円とする。</p> <p>ハ <u>ホームライナー号</u>に対して発売する大人座席指定料金</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>530円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和6年8月1日乗車となるものから施行する。